静岡県告示第335号

特定不妊治療費補助金交付要綱(平成16年静岡県告示第648号)の一部を次のように改正する。 平成31年4月5日

静岡県知事 川勝平太

改正前

改正後

第5 補助額等

(1) 補助額

一夫婦1回の特定不妊治療につき次に掲 げるとおりとする。

- ア 特定不妊治療(イ<u>及びウ</u>に規定する特定不妊治療を除く。)については15万円(母子保健医療対策総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付け雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙母子保健医療対策総合支援事業実施要綱別添6(以下「別添6」という。)のC及びFに規定するものにあっては、7万5,000円)を限度とする。
- イ 初回の特定不妊治療(ウに規定する特定不妊治療を除く。)については30万円 (別添6のC及びFに規定するものにあっては、7万5,000円)を限度とする。
- ウ 精子を精巣又は精巣上体から採取する ための手術(以下「男性不妊治療」とい う。)<u>を行う特定不妊治療</u>については15万 円を限度とする。

(2) 補助の回数

特定不妊治療の初回の助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときにあっては通算して6回、40歳以上であるときにあっては通算して3回を超えないものとする。ただし、(1)ウに規定す

第5 補助額等

(1) 補助額

一夫婦1回の特定不妊治療につき次に掲 げるとおりとする。

- ア 特定不妊治療(イ<u>から工まで</u>に規定する特定不妊治療を除く。)については15万円(母子保健医療対策総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付け雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙母子保健医療対策総合支援事業実施要綱別添6(以下「別添6」という。)のC及びFに規定するものにあっては、7万5,000円)を限度とする。
- イ 初回の特定不妊治療(ウ<u>及びエ</u>に規定 する特定不妊治療を除く。)については30 万円(別添6のC及びFに規定するもの にあっては、7万5,000円)を限度とす る。
- ウ 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精 巣上体から採取するための手術(以下 「男性不妊治療」という。)<u>(エに規定する特定不妊治療を除く。)</u>については15万 円を限度とする。
- エ 特定不妊治療のうち初回の男性不妊治療については30万円を限度とする。

(2) 補助の回数

特定不妊治療の初回の助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときにあっては通算して6回、40歳以上であるときにあっては通算して3回を超えないものとする。ただし、(1)ウ又はエに

る特定不妊治療と(1)ア又はイに規定する特定不妊治療を同時に受けた場合は、両方の特定不妊治療を受けたことをもって、1回の特定不妊治療を受けたものとみなす。

規定する特定不妊治療と(1)ア又はイに規定する特定不妊治療を同時に受けた場合は、両方の特定不妊治療を受けたことをもって、1回の特定不妊治療を受けたものとみなす。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の特定不妊治療費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以降に行った男性不妊治療について適用する。